

岩倉市高齢者福祉サービス一覧表（令和 7 年度版）

岩倉市では、高齢者の皆さんに住み慣れた地域や家族で安心して暮らしていただくために、さまざまな事業を行っていますので、ぜひ、ご利用ください。事業名等については、下表のとおりですが、対象者、所得要件等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

令和 7 年 10 月 21 日現在

番号	事業名	65歳以上	ひとり暮らし老人	高齢者世帯	ねたきり高齢者	認知症高齢者	要介護等認定者
1	生活支援型給食サービス		○	○			
2	緊急通報システム設置事業		○	○※1			○
3	寝具丸洗・乾燥事業	○	○		○		
4	ねたきり老人等介護者手当				○	○	要介護 4・5
5	高齢者日常生活用具給付事業		○				
6	訪問理美容サービス事業	○			○		要介護 4・5
7	紙おむつ支給事業				○		要介護 4・5
8	シルバー優待証明カード交付（県制度）	○					
9	すこやかタクシー料金助成事業	85歳以上					○※2
10	リフトタクシー料金助成事業				○		要介護 4・5
11	家具転倒防止器具等取付事業		○	○			
12	高齢者見守り家族支援サービス					○	○
13	高齢者等賃貸住宅住み替え助成事業	○					
14	高齢者住宅改善費助成事業	○					○※3
15	高齢者等救命ボタン配布事業	ひとり暮らし、一定年齢に限らず障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人					
16	認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業	65歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人（若年性認知症の人も含む）					
17	難聴高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上で聴力の低下が見られる人（その他条件あり）					

ひとり暮らし老人は認定が必要（65歳以上）。

高齢者世帯とは、75歳以上の世帯で、75歳未満の同居人がいない世帯。

※1 70歳以上の世帯他。 ※2 65歳以上で一定の要件あり ※3 要介護認定の非該当者も対象

岩倉市役所長寿介護課 0587-38-5811

	事業名	内容	対象者
1	生活支援型給食サービス	食生活の改善・安否確認を目的に、夕食を配達します（年末年始等を除く）。※市の助成額 1 食 300 円 差額分の自己負担あり。	次のいずれかに該当し、市が必要と認めた人 ①市が認定したひとり暮らし老人 ②高齢者世帯（75 歳以上） ③重度の心身障がい者のみで構成されている世帯
2	緊急通報システム設置事業	緊急通報装置を設置し、急病時に緊急通報センターを通して、速やかに救助、援助につなげます。 ※課税状況に応じ、設置費用の自己負担あり	電話回線が有り、次のいずれかに該当し、市が必要と認めた人（固定電話回線がない人は携帯電話でも可） ①市が認定したひとり暮らし老人（要介護認定） ②高齢者世帯等（70 歳以上他） ③障がい者世帯等
3	寝具丸洗・乾燥事業	対象者の使用する寝具を回収し、丸洗乾燥（年 1 回）、乾燥（年 2 回）を無料で行います。	①市が認定したひとり暮らし老人 ②常時ねたきりの状態の人
4	ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で 3 ヶ月以上介護している人に月額 5,000 円の手当を支給します。	次のいずれかに該当する人を常時介護している介護者 ①要介護 4・5 の人 ②要介護認定を受けた人のうち認知機能の低下が認められる人
5	高齢者日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、電磁調理器を給付します。 ※利用者世帯の所得段階に応じ、自己負担あり	市が認定したひとり暮らし老人のうち、市が必要と認めた人
6	訪問理美容サービス事業	理容師又は美容師が対象者宅を訪問し、無料で理美容サービスを行います（年 6 回実施）。	次のいずれかに該当する 65 歳以上で在宅の人 ①要介護 4・5 の人 ②常時ねたきりの状態の人
7	紙おむつ支給事業	在宅で介護をしている人に介護用品（紙おむつ）の利用券、月 6,250 円分を支給します。	市民税非課税世帯で、要介護 4・5 の人を在宅で介護している人
8	シルバー優待証明カード交付（県制度）	証明カードを提示することにより、名古屋港ポートビル等の施設を無料で見学できます。（ただし、名古屋港水族館は有料で 1,010 円）	65 歳以上の人
9	すこやかタクシー料金助成	タクシーの基本料金と迎車料金を助成します。（※月 2 枚の利用券）	85 歳以上の人
		要支援認定の人等で乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金（1 回 500 円を限度）を助成します。（※月 2 枚の利用券）	65 歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
10	リフトタクシー料金助成	通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用チケットを交付し、料金の半額を助成します。（※月 1 枚の利用券上限 5,000 円）	在宅で次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりの状態の人 ②要介護 4・5 の人 ③体幹・下肢障がい 1 級の人
11	家具転倒防止器具等取付事業	地震などによる家具の転倒を防ぐための家具転倒防止器具を取り付けます。また自費で購入された火災警報器も取り付け可能です。	①市が認定したひとり暮らし老人 ②高齢者世帯（75 歳以上）
12	高齢者見守り家族支援サービス	認知症等の高齢者が行方不明になった場合に専用端末機により居場所を確認するサービスの初期登録料を負担します。※月額利用料（位置情報探索料含む）の負担あり	①要介護・要支援認定を受けた人の介護者 ②行方不明になる可能性のある高齢者の介護者

13	高齢者等賃貸住宅住み替え助成事業	高齢者等の世帯が、高齢者対応住宅等に住み替える場合、引越しにかかる費用2分の1を助成。 ※上限20万円	市内に1年以上居住し、高齢者（65歳以上）、身体障がい者（1級、2級）、またはこれらの人を扶養し、同居している人 ※その他に収入要件等あり
14	高齢者住宅改善費助成事業	高齢者の居住環境を改善するため、手すりや段差解消など市が必要と認めた住宅改善等に要する経費の2分の1を助成します。 ※上限50万円	前年所得税課税年額が42,000円以下で、次のいずれかに該当する人、またはこれらの人を扶養し、同居している人 ①要支援、要介護と認定された人 ②要介護認定で非該当と判定された人
15	高齢者等救命ボタン配布事業	冷蔵庫でボタンを保管し、救急時に備える救命ボタン一式を配布します。	ひとり暮らし、一定年齢に限らず障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人
16	認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。 事前登録した人は「認知症高齢者等個人賠償責任保険」に加入できます。	65歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人（65歳未満の若年性認知症の人も含む）
17	難聴高齢者補聴器購入費助成事業	聴力の低下が見られる高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の2分の1を助成します。 ※市民税課税状況により、助成上限額が異なります。 ・市民税課税世帯…上限15,000円 ・市民税非課税世帯…上限30,000円	次のいずれにも該当する65歳以上の人 ① 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満又は片耳の聴力レベルが70デシベル以上で他方の耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であって、身体障害者手帳（聴覚障害に係るもの）の交付対象とならない人 ② 補聴器の装用により、聴力が改善すると医師が判断した人 ③ 労働災害補償法等に基づく補聴器の助成を受けていない人 ④ 過去5年以内に、この事業による助成を受けていない人

確定申告の際の医療費控除について（問合先 長寿介護課介護保険グループ 38-5811）

●介護保険のサービスに係る医療費控除について

介護老人保健施設や通所リハビリテーション、訪問看護、介護老人福祉施設等の介護保険サービスを利用したときの自己負担額等が、医療費控除の対象となる場合があります。確定申告の際、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

●おむつ代に係る医療費控除について

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで、医師の治療を受けている人のおむつ代は、治療を受けるために必要な費用として医師が「おむつ使用証明書」を交付する場合、医療費控除の対象とされています。
また、介護保険要介護認定者のうち主治医意見書により治療上継続しておむつが必要と確認できる人のおむつ代は、市の交付する「確認書」でも医療費控除を受けることができます。

後期高齢者福祉医療費助成制度について（問合先 市民窓口課医療グループ 50-0360）

- ・後期高齢者医療保険加入者のうち、次のいずれかに該当する人は、医療費の助成があります。
- ①障害者医療、戦傷病者、母子・父子家庭医療の支給要件に該当する人
- ②精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者
- ③介護保険の要介護4または5を受け、生活介護を3ヶ月以上継続して受けている人で、主たる生計維持者が市民税非課税の人
- ④長寿介護課のひとり暮らしの認定を受けている市民税非課税世帯の人で、税法上の被扶養者になっていない人
- ⑤自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
- ⑥精神障害と診断された人（アルコール依存症および薬物中毒等を除く）

※⑤に該当する人は自立支援医療（精神通院）分のみ、⑥に該当する人は精神の疾病で入院した分のみ助成対象となります。

岩倉市地域包括支援センター (岩倉中学校区)	西市町無量寺 2-1 (岩倉市ふれあいセンター2 階) 電話 0587-38-0303 FAX 0587-38-0301
岩倉東部地域包括支援センター (南部中学校区)	東新町南江向 24 番地の5 (岩倉市地域交流センター「ポプラの家」内) 電話 0587-96-6553 FAX 0587-96-6583

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの悩みや相談を受け付けています。

岩倉市では、2か所の地域包括支援センターを開設し、介護・福祉・健康など、様々な面から、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職が連携して高齢者の皆さんを支援します。

運営主体 岩倉市が2か所の地域包括支援センターを岩倉市社会福祉協議会に運営委託。

事業内容

・高齢者に関する総合相談

介護・福祉・健康などに関するご相談に応じます。ご自宅に訪問することもできますので、お気軽にご相談ください。また、ひとり暮らし高齢者などの生活のご様子を確認していきます。

・高齢者の権利を守ります

消費者被害、高齢者虐待、成年後見などのご相談に応じます。

・ケアマネジャーの助言・指導等

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めます。また、高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政その他関係機関との連携づくりを進めます。

・介護予防をお手伝いします

高齢者になっても心身の機能を維持し、その人らしい生活ができるように支援します。

介護認定で要支援 1・2 と認定された人、基本事業対象者と判定された人の介護予防プランを作成します。

・認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員が認知症の人やご家族への支援をします

認知症と思われる人のご相談に応じます。適切な医療や介護サービスへの支援をします。